

平成18年4回三笠市議会定例会

平成18年12月13日（第2日目）

○議事次第（第2号）

- 1 開議宣告
 - 2 議 事
 - 3 散会宣告
-

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | | 例月出納検査報告について（監報第4号） |
| 日程第 2 | | 報告第22号から報告第24号までについて |
| 日程第 3 | 報告第25号 | まちづくり活性化調査特別委員会報告について |
| 日程第 4 | | 認定第1号から認定第8号までについて（委報第8号） |
| 日程第 5 | | 議案第69号、議案第70号について |
| 日程第 6 | 議案第71号 | 三笠市新産業創造等事業促進条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第72号 | 三笠市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第73号 | 三笠市障害者自立支援条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第74号 | 三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | | 議案第75号、議案第76号について |
| 日程第11 | 議案第77号 | 三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第78号 | 三笠市廃棄物処理及び清掃条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第79号 | 三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第80号 | 北海道後期高齢者医療広域連合規約に関する協議について |
| 日程第15 | 議案第81号 | 空知教育センター組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第16 | 議案第82号 | 南空知ふるさと市町村圏組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第17 | 議案第83号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第84号 | 平成18年度三笠市一般会計補正予算（第4回）について |
| 日程第19 | 議案第85号 | 平成18年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について |
| 日程第20 | 議案第86号 | 平成18年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第2回） |

について

日程第21 議案第87号 平成18年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について

日程第22 議案第88号 平成18年度三笠市育英会計特別会計補正予算（第1回）について

日程第23 議案第89号 平成18年度三笠市水道事業会計補正予算（第2回）について

日程第24 議案第90号 平成18年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第1回）について

日程第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員（14名）

議長	9番	扇谷知巳氏	副議長	6番	田中茉莉子氏
	2番	斉藤勲氏		3番	齊藤且氏
	4番	佐藤孝治氏		5番	儀惣淳一氏
	7番	藤浪成憲氏		8番	高橋守氏
	10番	猿田重夫氏		11番	谷津邦夫氏
	13番	森田三男氏		14番	熊谷進氏
	15番	岩崎賢治氏		16番	阿部進氏

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	小林和男氏	助役	西村和義氏
企画総務部長	森原裕氏	総務課長	澤上弘一氏
財務課長	磯瀬孝氏	納税課長	土岐学氏
環境福祉部長	黒田憲治氏	市民生活課長・ 選管事務局長	内田克広氏
福祉事務所長	阿部弘之氏	保健福祉課長	永田徹氏
経済建設部長	西城賢策氏	水道課長	作佐部盛秀氏
教育委員長	大野政行氏	教育長	富樫繁樹氏
教育次長	吉田正幸氏	学校教育課長	中村正法氏
社会教育課長	田中哲也氏	病院事務局長	深田智明氏
病院管理課長	佐藤健治氏	消防長	富田照男氏
署長兼			

総務予防課長	辻道元信氏	消防課長	石岡竹志氏
生活安全センター長	西原淳志氏	監査委員	宇野政美氏
監査委員事務局長	栗山俊彰氏		

○出席事務局職員

議会事務局長	本田稔雄氏	総務係長	小田弘幸氏
--------	-------	------	-------

◎開 議 宣 告

◎議長（扇谷知巳氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 例月出納検査報告について（監報第4号）

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の1 監報第4号例月出納検査報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、監報第4号例月出納検査報告については、報告済みとします。

◎日程第2 報告第22号から報告第24号までについて

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の2 報告第22号から報告第24号までについてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び各常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、報告第22号議会運営委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第23号総務常任委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第24号民生経済常任委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第22号から報告第24号までについては、報告済みとします。

◎日程第3 報告第25号 まちづくり活性化調査特別委員会
報告について

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の3 報告第25号まちづくり活性化調査特別委員会報告についてを議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

高橋委員長、登壇報告願います。

（まちづくり活性化調査特別委員会委員長高橋 守氏 登壇）

◎まちづくり活性化調査特別委員会委員長（高橋 守氏） まちづくり活性化調査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

平成16年第2回定例会で決議設置されました「まちづくり活性化調査特別委員会」について、平成18年第3回定例会で報告をいたしました以降の調査結果を御報告いたします。この委員会は、議長を除く全議員による委員会で調査を行っておりますので、質疑と答弁等、内容の詳細は省略させていただきますので、よろしく御了承のほど賜りたいと思っております。

12月5日開催の委員会では、1、空知産炭地域総合発展基金問題について、2、市営バスについて、3、生ごみ分別収集の住民説明会について、4、三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての提示があった資料をもとに調査を行いました。

初めに、空知産炭地域総合発展基金に関する調査では、1、旧基金から上砂川町への支援するに至った経過と新基金の傾斜配分について、2、基金の状況について、3、発展基金の活用に係る北海道の考え方について、4、新・旧基金対象事業についての質疑がありました。

次に、市営バスに関する調査では、1、平成17年度・18年度上半期市営バス利用状況について、2、市営バスの運行に関するアンケート集計結果について、3、今後の検討事項について質疑がありました。

次に、生ごみ分別収集の住民説明会に関する調査では、1、住民説明会開催状況について、2、説明会の内容について、3、今後の対応についての質疑がありました。

次に、三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更に関する調査では、1、過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る事務処理について、2、三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について質疑がありました。

各委員御承知のとおり、各案件の質疑に対し、行政から一定の答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の調査結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第25号まちづくり活性化調査特別委員会報告については、報告済みとします。

◎日程第4 認定第1号から認定第8号までについて（委報第

8号)

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の4 委報第8号認定第1号から認定第8号までについてを一括議題とします。

本件は、9月29日第3回定例会で特別委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されています。

この際、委員長の報告を求めます。

特別委員会、猿田委員長、登壇報告願います。

（決算特別委員会委員長猿田重夫氏 登壇）

◎決算特別委員会委員長（猿田重夫氏） 報告させていただきます。

さきの本会議において付託になりました案件につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、「認定第1号から認定第8号まで」の決算認定8件であり、以下御報告申し上げますが、審査の詳細及び質疑答弁の内容につきましては、今回、議長を除く全議員が委員となり委員会審査を行っておりますので、省略をさせていただきます、審査の結果についてのみを御報告させていただきますので、御了承賜りたいと思いません。

なお、御配付の文書及び資料の説明につきましても、省略させていただきますので、御了承賜りたいと思いません。

初めに、「認定第1号平成17年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定について」は、反対、賛成の討論があり、採決の結果、賛成5、反対5の可否同数となったため、委員長の採決権を行使し、認定第1号については、不認定にすべきものと決定いたしました。

次に、「認定第2号平成17年度三笠市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」「認定第3号平成17年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」「認定第4号平成17年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」「認定第5号平成17年度三笠市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「認定第6号平成17年度三笠市育英特別会計歳入歳出決算の認定について」「認定第7号平成17年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」「認定第8号平成17年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定について」は、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、認定第1号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 次に、認定第2号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(扇谷知巳氏) 次に、認定第3号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(扇谷知巳氏) 次に、認定第4号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(扇谷知巳氏) 次に、認定第5号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(扇谷知巳氏) 次に、認定第6号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(扇谷知巳氏) 次に、認定第7号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(扇谷知巳氏) 最後に、認定第8号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、認定第1号から認定第8号までについての質疑を終了します。

これより、討論を行います。

まず、認定第1号について討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

委員長報告に反対の議員の発言を求めます。

高橋議員。

◎8番(高橋 守氏) 平成17年度の決算の認定につきまして、委員長報告では不認定ということでございますが、私は不認定に反対の立場で討論に参加をさせていただきたいと思っております。

平成17年度の歳入歳出の決算につきましては、当初約6,000万円の備荒資金の取り崩しを前提にし、予算を組んだところでございますが、結果としてその6,000万円の備荒資金取り崩しもすることもなく、また新たに1億500万円の備荒資金に積み立てることができました。またさらに、最終的な決算としまして、2,400万円の黒字決算となったところでございます。これにつきましては、市長が目標とする市民こぞっての協働のまちづくり、市民の多くの方の本当に力ある御協力を得て、また行政、議会、ともに現段階でできる最大の努力をした結果の黒字と私は感じております。

そのことによって、委員会では不認定ということでございますけれども、私はこのものを認定すべきという形で討論を終わらせていただきます。

◎議長(扇谷知巳氏) 次に、賛成の議員の発言を求めます。

儀惣議員。

◎5番(儀惣淳一氏) 私は、認定第1号平成17年度三笠市一般会計歳入歳出決算の委員長報告について賛成の立場から討論いたします。

平成15年、自立表明以来、市長主導のもと、職員一丸となって身を削りながらも、自治体のコンパクト化に努め、同時にさまざまな新しい税収計画を策定するなど、特に平成17年度は三笠市振興開発構想の一環である大型商業施設イオン三笠ショッピングセンターの誘致を実現させ、税収6,500万円を含め、約1億1,000万円の経済効果を見込むなど、高評価に値するものであります。

しかし、そのような行政の努力とは裏腹に、18年度発覚したゴルフ大会問題をきっかけに、議長交際費全体の支出使途への疑惑が高まり、特にゴルフ問題を含め、渉外費は地方自治法の解釈上、あくまで外部に向けた交渉方法に使われるものとの定義にもかかわらず、すべて内部で使われたことを決算資料で確認、また出納伝票にはゴルフ大会以外はすべて議会運営対策会議と明記されており、当事者である議長みずから決済されている以上は、公の会議であり、伝票の果てまで公開条例の対象項目となり、常に説明責任が伴っているにもかかわらず、会議の内容は一切あかされていない。あわせて、ゴルフ問題についても非を認めた18年度のみ返還したものの、同じことが繰り返されていた17年度以前の説明は全くなく、明確な返還意思も示されていない。

以上のことから、平成17年度決算において個人参加であったゴルフ問題及びすべて飲み食いで行った議会運営対策会議の支出目的は、渉外費という枠から逸脱するものであり、議長みずからの失態によって、一般会計そのものを傷つけるものであります。

このような良識なき支出は、たとえ少額であっても、すべて市民の血税であり、断じて認めるわけにはいきません。

しかし、他の会計は評価しつつも、地方議会では決算も議案の一部であり、議案一体の原則が働き、一部認定、一部不認定とするような議決は認められておりません。よって、まことに不本意であるが、やむを得ず委員長報告に対しまして、賛成することを表明し、討論を終わります。

以上です。

◎議長（扇谷知巳氏） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） これをもちまして、討論を終了します。

これより、認定第1号についてを採決します。

本案に対する決算特別委員長の報告は不認定です。委員長の報告は不認定ですが、認定に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（扇谷知巳氏） 賛成議員6人、反対議員6人、可否同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本件に対する可否を採決します。

認定第1号平成17年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定します。

次に、認定第2号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第2号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

認定第2号平成17年度三笠市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第3号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

認定第3号平成17年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第4号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

認定第4号平成17年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第5号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

認定第5号平成17年度三笠市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第6号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

認定第6号平成17年度三笠市育英特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第7号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

認定第7号平成17年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

最後に、認定第8号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第8号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

認定第8号平成17年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第5 議案第69号、議案第70号について

◎議長(扇谷知巳氏) 日程の5 議案第69号、議案第70号について一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

(市長小林和男君 登壇)

◎市長(小林和男氏) 議案第69号三笠市副市長定数条例の制定について、議案第70

号地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、一括提案説明申し上げます。

今回の制定は、地方自治法の一部を改正する法律が、平成18年6月7日に公布されたことにより、副市長の定数条例の制定及び関係条例の規定の整理を行うものであります。

最初に、三笠市副市長定数条例の制定についてであります。助役が副市長に改められたことにより、地方自治法第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数を条例で定めるものであります。

次に、地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。助役が副市長に改められたことにより、関連する五つの条例における文言の整理と、特別職である収入役を廃止し、一般職の会計管理者を置くことによる二つの条例における文言の整理及び一つの条例の廃止と吏員とその他の職員の区分及び事務吏員と技術吏員の区分を廃止することによる三つの条例について、一律に職員とするものであります。

また、監査委員の定数に関する事項の改正により、市の監査委員においては2名と定められたことに伴い、規定の整理を行うものであります。

施行期日は、平成19年4月1日であります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

初めに、議案第69号三笠市副市長定数条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第70号地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、議案第69号、議案第70号についての質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第69号、議案第70号については、総務常任委員会に付託します。

◎日程第6 議案第71号 三笠市新産業創造等事業促進条例 の制定について

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の6 議案第71号三笠市新産業創造等事業促進条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男君 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第71号三笠市新産業創造等事業促進条例の制定について、提案説明申し上げます。

本条例は、社団法人北海道産炭地域振興センター空知産炭地域総合発展機構の業務方法書の一部改正及び関係規程等の整備により、平成18年度から新産業創造等事業にかかわる空知産炭地域総合発展基金の取り崩しが可能となったことから、新たな産業分野の開拓、もしくは新たな産業技術の開発等を行う民間事業者等に対して補助金の交付を行い、本市経済の健全な発展と雇用の創出を図ることを目的として、条例を制定するものであります。

制定の内容は、新たに雇用する従業員数が5人以上である民間事業者等が新産業創造等事業を行う場合、対象経費の3分の2以内を交付するものであり、その財源は空知産炭地域総合発展基金を取り崩し充当するものであります。

施行期日は、平成19年1月1日とし、既に着手している事業については、平成18年度に限り対象とするものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第71号三笠市新産業創造等事業促進条例の制定については、民生経済常任委員会に付託します。

◎日程第7 議案第72号 三笠市税条例の一部を改正する条例の制定について

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の7 議案第72号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男君 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第72号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、軽自動車税の納期を変更するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、軽自動車税の課税客体は4月1日を基準日としておりますが、登録に関しては市役所窓口のみならず、全国の軽自動車検査協会及び運輸支局により行われることから課税処理に日数を要し、納期を十分に確保できない状況にあり、これまで納税通知書送付後に賦課取り消しや納税者の変更などが発生しております。

このような実態を踏まえ、軽自動車の納期を現在の4月1日から同月30日までを、5月1日から同月31日に変更し、課税客体の把握をよりの確に行うものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第72号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に付託します。

◎日程第8 議案第73号 三笠市障害者自立支援条例の一部 を改正する条例の制定について

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の8 議案第73号三笠市障害者自立支援条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男君 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第73号三笠市障害者自立支援条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、障害者等がその有する能力、適性に応じ、自立した日常及び社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を効率的、効果的に実施し、障害者等の福祉の増進を図るため、障害者自立支援法第77条の規定による地域生活支援事業を実施することに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、地域生活支援事業の内容、利用の対象者及び給付費の額等について規定するものであります。

施行期日は、平成19年1月1日からとし、改正後の日常生活用具給付等事業の利用者負担額が、本条例の施行の前における三笠市地域生活支援事業規則の規定により、算定した同事業の負担額と比較して増額となる場合は、平成19年3月31日まで同規則の規定を適用するものとし、減額となる場合は、平成18年10月1日から本条例の規定を適用するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

森田議員。

◎13番（森田三男氏） 質疑ではございませんが、資料について説明を求めます。

議案目録については別表、それから説明資料については別表というところが1、2、3間違っていないか、どっちが正しいのかと。説明資料が正しくないと思うのですが。

◎議長（扇谷知巳氏） 暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時34分

◎議長（扇谷知巳氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

黒田環境福祉部長。

◎環境福祉部長（黒田憲治氏） 第73号の説明資料、この1ページ、2ページのここに記載されている別表第1、別表第2は、この表のみの別表第1、第2でありまして、別表3もありますね。次の資料の別表とは一致しておりませんので、ここだけで示しておりますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（扇谷知巳氏） 森田議員。

◎13番（森田三男氏） 大変、そのとおりでらうと思いつつも、余りにもこれではだれが見ても間違うだろうと。私が一番頭悪いから間違っただけけれども、そういう意味では将来このようなことのないような提示をしていただきたいなど。

以上です。

◎議長（扇谷知巳氏） 黒田環境福祉部長。

◎環境福祉部長（黒田憲治氏） 申しわけございません。委員会の中で詳しく説明させていただきます。よろしくお願ひします。

◎議長（扇谷知巳氏） ほかに。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第73号三笠市障害者自立支援条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員会に付託します。

◎日程第9 議案第74号 三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の9 議案第74号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男君 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第74号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、国の保育所徴収金基準額の改定による保育費用の見直しに伴い、必要な

改正を行うものであります。

改正の内容は、3歳以上児の第6階層、第7階層及び自由契約の保育費用を平成18年度の国の保育所徴収金基準額に準じた額に改めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第74号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員会に付託します。

◎日程第10 議案第75号、議案第76号について

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の10 議案第75号、議案第76号についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男君 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第75号三笠市養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第76号三笠市デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について、一括提案説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険法の一部改正により、養護老人ホームに入所している介護が必要な方に対し、介護サービス等を提供できることとなったことから、養護老人ホーム三楽荘入所者のうち要介護者等に対し、介護サービス等の計画策定を行う特定施設入居者生活介護事業所及び訪問介護サービス等を提供するための訪問介護事業所を設置するとともに、同施設入所者がデイサービスセンターを利用した場合の利用料を規定する必要性が生じたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、最初に、三笠市養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。特定施設入居者生活介護事業所及び訪問介護事業所設置の目的、事業の内容及び介護サービス等の利用者負担金等について規定するものであります。

次に、三笠市デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。特定施設入居者生活介護等の利用者等をデイサービスセンターの利用対象者として追加し、利用した場合の負担金について規定するものであります。

施行期日は、平成19年4月1日であります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

初めに、議案第75号三笠市養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第76号三笠市デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、議案第75号、議案第76号の質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第75号、議案第76号については、民生経済常任委員会に付託します。

**◎日程第11 議案第77号 三笠市老人医療費条例の一部を
改正する条例の制定について**

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の11 議案第77号三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男君 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第77号三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、平成18年10月から障害者自立支援法が施行されたことにより、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法において、社会福祉施設の規定が削除され、障害者自立支援法の規定に移行したことに伴い、文言の整理を行うものであります。

施行期日は、平成19年1月1日からとし、改正後の規定は、平成18年10月1日から適用するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第77号三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員会に付託します。

**◎日程第 1 2 議案第 7 8 号 三笠市廃棄物処理及び清掃条例
の一部を改正する条例の制定について**

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の 1 2 議案第 7 8 号三笠市廃棄物処理及び清掃条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男君 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第 7 8 号三笠市廃棄物処理及び清掃条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、三笠市バイオマスタウン構想に基づく資源の有効活用のため、平成 1 9 年 4 月から食品残渣の分別収集を実施することに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、現在、廃棄物として排出されている一般ごみのうち、食品残渣について一般家庭は 1 0 リットルまたは 1 8 リットル、事業者は 1 8 リットルまたは 2 0 0 リットルの指定専用容器により排出を行うものであります。

また、処理手数料については、食品残渣は資源として取り扱うため、一般家庭は無料とするものであります。主として食品を取り扱うことにより食品残渣が発生する事業者に対しては有料とし、料金は 1 8 リットル容器 1 容器について 1 7 0 円、2 0 0 リットル容器については 1 0 キログラム当たり 2 8 0 円とするものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第 7 8 号三笠市廃棄物処理及び清掃条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員会に付託します。

**◎日程第 1 3 議案第 7 9 号 三笠市消防団員等公務災害補償
条例の一部を改正する条例の制定について**

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の 1 3 議案第 7 9 号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

(市長小林和男君 登壇)

◎市長（小林和男氏） 議案第79号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、非常勤消防団員等にかかわる損害補償を定める制令の一部改正に伴い、三笠市消防団員等にかかわる公務災害補償を、円滑に速やかに対応するために必要な改正と、他の公務災害補償制度との均衡を欠いている休業補償等について見直しを図るものがあります。

改正の内容は、文言の整理のほか、傷病補償等にかかわる等級ごとの障害の程度及び介護補償にかかわる金額について総務省令等を準用するよう改め、休業補償を補償基礎額の100分の60に相当する金額に傷病補償年金にかかわる倍数を政令に準拠した内容に見直しするとともに、あわせて関係する三笠市消防賞じゅつ金等条例の一部を改正するものであります。

施行期日は、平成19年4月1日であります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第79号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に付託します。

**◎日程第14 議案第80号 北海道後期高齢者医療広域連合
規約に関する協議について**

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の14 議案第80号北海道後期高齢者医療広域連合規約に関する協議についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

(市長小林和男君 登壇)

◎市長（小林和男氏） 議案第80号北海道後期高齢者医療広域連合規約に関する協議について、提案説明申し上げます。

今回の協議は、高齢者の医療の確保に関する法律の制定により、平成20年4月に75歳以上の高齢者等を対象とする後期高齢者医療制度が創設されることに伴い、平成18年度末までに都道府県の区域ごとに、その区域内すべての市町村が加入する広域連合を設置する必要が生じたことから、地方自治法第284条第3項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合の設置に伴う規約の協議を行うため、同法第291条の11の規定によ

り、議会の議決を求めるものであります。

なお、保険料の徴収は市町村が行い、運営は北海道後期高齢者医療広域連合が実施するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第80号北海道後期高齢者医療広域連合規約に関する協議については、民生経済常任委員会に付託します。

◎日程第15 議案第81号 空知教育センター組合規約の変更に関する協議について

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の15 議案第81号空知教育センター組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男君 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第81号空知教育センター組合規約の変更に関する協議について、提案説明申し上げます。

今回の協議は、地方自治法の一部を改正する法律の公布により、助役、収入役制度が廃止され副市長及び一般職の会計管理者を置くことに伴い、空知教育センター組合規約の一部改正が必要となるため、地方自治法第286条第1項の規定により、同組合を組織する市町でこれらの協議を行うため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第81号空知教育センター組合規約の変更に関する協議については、総務常任委員会に付託します。

◎日程第16 議案第82号 南空知ふるさと市町村圏組合規約の変更に関する協議について

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の16 議案第82号南空知ふるさと市町村圏組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男君 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第82号南空知ふるさと市町村圏組合規約の変更に関する協議について、提案説明申し上げます。

今回の協議は、地方自治法の一部を改正する法律の公布により、収入役制度が廃止され一般職の会計管理者を置くことに伴い、南空知ふるさと市町村圏組合規約の一部改正が必要となるため、地方自治法第286条第1項の規定により、同組合を組織する市町でこれらの協議を行うため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第82号南空知ふるさと市町村圏組合規約の変更に関する協議については、総務常任委員会に付託します。

◎日程第17 議案第83号 指定管理者の指定について

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の17 議案第83号指定管理者の指定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男君 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第83号指定管理者の指定について、提案説明申し上げます。

三笠市公の施設の管理運営について、指定管理者制度を導入するため、指定管理者を指定するものであります。

指定管理者の指定に当たっては、公の施設指定管理者選定委員会において、各施設の選定基準による審査項目により事業者を評価し、候補者として選定を行い、現在、三笠市勤労青少年ホームほか13施設の業務委託を行っている株式会社富士工業を選定いたしました。

これら指定管理者選定委員会の結果を踏まえ、14施設の指定管理者を指定いたしました。

く、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第83号指定管理者の指定については、総務常任委員会に付託します。

◎日程第18 議案第84号 平成18年度三笠市一般会計補正予算（第4回）について

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の18 議案第84号平成18年度三笠市一般会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男君 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第84号平成18年度三笠市一般会計補正予算（第4回）について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額106億1,026万円から2,636万3,000円を減額し、予算の総額を105億8,389万7,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費では、地域振興目的で寄附された一般寄附金を備荒資金組合へ超過納付するほか、公債費負担適正化計画に基づく減債基金への積み立てと、指定寄附による目的基金への積み立てを措置するものであります。

民生費では、平成18年10月1日に障害者自立支援法の地域生活支援事業が制定されたことに伴い必要な経費を措置するほか、国の医療制度改革により、75歳以上の高齢者の医療費給付制度が平成20年4月より変わり、各都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合が運営主体となるため、その準備として北海道後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の発足にかかわる負担金を計上するものであります。

また、前年度決算により国民健康保険特別会計繰出金の精算による減額整理と、介護給付費と地域支援事業費の整理による介護保険特別会計繰出金を減額するほか、生活保護費については医療扶助費等の増減実績に伴う整理をするものであります。

農林水産業費では、中山間地域等直接支払事業費について整理するものであります。

商工費では、工業団地旧配水管撤去費を予算措置しておりましたが、国道12号線拡幅工事にあわせて国が実施することになったため減額するものであります。

土木費では、普通交付税算入額の確定等により公共下水道事業特別会計繰出金を整理するものであります。

教育費では、スポーツ少年団員等大会参加費補助金について、全国及び全道大会への参加がふえたため増額するほか、温水プールボイラー熱交換器を老朽のため整備するものであります。

また、石油燃料価格の高騰により、各款にわたって燃料費が予算不足となる科目について増額するほか、事業費等の執行に伴い予算整理をするものであります。

一方、歳入については、歳出関連の特定財源4,317万5,000円を減額し、不足する一般財源については、前年度繰越金の未計上額と普通交付税の増額分の一部を調整して計上するものであります。

次に、債務負担行為の補正については、サンファームエリア再開発事業としての売店棟新設工事設計委託費及びパークゴルフ場建設設計委託費と用地取得費並びに平成19年度から導入する指定管理費を追加するものであります。

地方債については、歳入補正にかかわる限度額の整理と最近の金利情勢により金利の引き上げを行うものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第84号平成18年度三笠市一般会計補正予算については、総務常任委員会に付託します。

◎日程第19 議案第85号 平成18年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算について

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の19 議案第85号平成18年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男君 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第85号平成18年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額20億8,743万8,000円に、1,700万円を追加し、予算の総額を21億443万8,000円とするものであります。

まず、歳出であります。一般被保険者の長期療養者増加による受診回数が増に伴い、

一般被保険者療養給付費を1,700万円増額計上するものであります。

一方、歳入であります。歳出における一般被保険者療養給付費の増額に伴い、国道支出金の法定負担分である850万円を増額計上するとともに、前年度一般会計繰入金の精算において、1,126万円の増額が生じたため、この減額見合い及び国道支出金を除く歳入不足分の1,976万円を、国民健康保険基金から補てんするものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第85号平成18年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、民生経済常任委員会に付託します。

◎日程第20 議案第86号 平成18年度三笠市介護保険特別会計補正予算について

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の20 議案第86号平成18年度三笠市介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男君 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第86号平成18年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額12億4,659万8,000円に67万7,000円を追加し、予算の総額を12億4,727万5,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費では職員の人事異動に伴い、職員給与費を26万6,000円減額するものであります。

保険給付費は、これまでの実績と今後の見込みにより、介護サービス等諸費については、居宅サービスの利用者増に伴い1,755万3,000円を増額し、介護予防サービス等諸費については、居宅サービスの利用者減に伴い1,824万円を減額し、保険給付費全体で68万7,000円を減額するものであります。

また、今年度から新たにスタートした地域支援事業費について、職員給与費等として163万円を増額するものであります。

一方、歳入であります。保険給付費の特定財源として、国庫支出金など48万2,000円を増額するとともに、不足する財源は介護給付費準備基金繰入金19万5,000円を増額し、対応するものであります。

なお、準備基金繰入金の増額に伴い、平成18年度末の介護給付費準備基金の残高については、1,690万5,000円となる見込みであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第86号平成18年度三笠市介護保険特別会計補正予算については、民生経済常任委員会に付託します。

◎日程第21 議案第87号 平成18年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の21 議案第87号平成18年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第87号平成18年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額10億9,402万3,000円から2,757万円を減額し、予算の総額を10億6,645万3,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費については人件費全般の予算整理を、下水道費は歳出関連に伴い、前納報奨金及び下水道促進化基金積立金を増額し、そのほかの経費については、予算整理を目的として措置するものであります。

一方、歳入であります。受益者負担金の前納者がふえたことにより分担金及び負担金を増額するほか、特定事業補給金の前年度精算分を追加するものであります。

繰入金は、一般会計繰入分及び基金繰入分を歳入調整等として措置するとともに、諸収入及び市債についても、予算整理等に伴い措置するものであります。

次に、債務負担行為の補正は、国の公共事業の前倒しに伴い、公共下水道管渠新設事業について、平成19年度予定分を前倒しし、平成18年度中に発注を行い早期完成を目指すものであります。

地方債については、歳入補正にかかわる限度額の整理と、最近の金利情勢により利率の引き上げを行うものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第 87 号平成 18 年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算については、民生経済常任委員会に付託します。

◎日程第 22 議案第 88 号 平成 18 年度三笠市育英特別会計補正予算（第 1 回）について

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の 22 議案第 88 号平成 18 年度三笠市育英特別会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第 88 号平成 18 年度三笠市育英特別会計補正予算（第 1 回）について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額 469 万 2,000 円に 268 万 1,000 円を追加し、予算総額を 737 万 3,000 円といたすものであります。

補正の内容は、前年度繰越金の発生に伴い、繰越金及び基金積立金として、歳入歳出それぞれ 268 万 1,000 円増額措置いたすものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第 88 号平成 18 年度三笠市育英特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託します。

◎日程第 23 議案第 89 号 平成 18 年度三笠市水道事業会計補正予算（第 2 回）について

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の 23 議案第 89 号平成 18 年度三笠市水道事業会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第89号平成18年度三笠市水道事業会計補正予算（第2回）について、提案説明申し上げます。

まず、収益的収入支出であります。収益的収入については業務用使用水量の減少と臨時用使用水量の増加により、給水収益を1,248万6,000円減額するほか、人事異動に伴う下水道会計負担金511万円を増額するものであり、収益的収入の総額を3億3,969万4,000円とするものであります。

一方、収益的支出であります。総係費33万7,000円を増額し、配水及び給水費282万円、業務費8万2,000円、人事異動に伴う職員給与費281万2,000円、支払利息93万円を予算整理によりそれぞれ減額し、収益的支出の総額を3億3,839万1,000円とするものであります。

この結果、収入支出差し引きの損益額は130万3,000円の利益になる予定であります。

また、資本的収入支出であります。資本的収入については建設改良費等の整理に伴い、工事負担金18万3,000円を減額し、資本的収入総額を1億2,241万7,000円とするものであります。

一方、資本的支出については、入札執行額等の整理により建設改良費全般で801万円を減額するものであり、資本的支出の総額を2億7,625万8,000円とするものであります。

この結果、資本的収入支出差し引きによる不足額は1億5,384万1,000円となり、これに伴う補てん財源として当年度消費税資本的収支調整額916万9,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億4,467万2,000円で補てんするものであります。

次に、企業債については、歳入補正にかかわる限度額の整理と、最近の金利情勢により金利の引き上げを行うものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第89号平成18年度三笠市水道事業会計補正予算については、民生経済常任委員会に付託します。

**◎日程第24 議案第90号 平成18年度市立三笠総合病院
事業会計補正予算（第1回）について**

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の24 議案第90号平成18年度市立三笠総合病院事業会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

(市長小林和男君 登壇)

◎市長（小林和男氏） 議案第90号平成18年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第1回）について、提案説明申し上げます。

まず、収益的収入支出であります。収益的収入については平成15年度に健康保険法が改正され、医療費の個人負担を引き上げられた影響が現在も続いていることから、患者数が当初予定数を下回る見込みであることに伴い、入院においては2億300万5,000円、外来については8,100万5,000円を減額し、収入総額を26億1,679万9,000円とするものであります。

一方、収益的支出であります。患者数が下回ることにより病棟の効率化を図り、医療職員早期退職特例などによる給与費の削減や、材料費及び経費など全般的な予算の整理を行い、8,133万3,000円を減額し、支出総額を28億6,200万1,000円とするものであります。

この結果、収益的収入支出差し引きによる損益額は2億4,520万2,000円の欠損となる見込みであります。

次に、資本的収入支出であります。資本的支出のうち建設費について、入札を執行した結果に基づき減額し、あわせて企業債の対象額を減額したことにより、資本的収入についても予算の整理を行うものであります。

次に、企業債については、資本的収入の補正にかかわる限度額の整理と、最近の金利情勢により利率の引き上げを行うものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第90号平成18年度市立三笠総合病院事業会計補正予算については、民生経済常任委員会に付託します。

◎日程第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

◎議長（扇谷知巳氏） 日程の25 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長（小林和男氏） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案説明申し上げます。

法務大臣から委嘱されております人権擁護委員加勢道男氏の平成19年3月31日付任期満了に伴い、その後任候補者として、引き続き加勢道男氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

加勢道男氏は、昭和16年10月21日生まれで65歳、住所は、三笠市唐松町2丁目190番地2であります。

同氏は、平成10年から同職に就任し、現在に至っております。

以上、人権擁護委員として適任であると考えますので、御同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案については推薦に可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、可と答申することに決定しました。

◎休 会 の 議 決

◎議長（扇谷知巳氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明12月14日から12月19日まで6日間、休会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

12月14日から12月19日まで6日間休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

◎散 会 宣 告

◎議長（扇谷知巳氏） 本日は、これをもちまして散会します。
御苦労さまでした。

散会 午前11時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員